

包括評価の範囲の見直しについて

1. 中医協資料より抜粋

- 「基本方針」（平成15年3月閣議決定）においては、包括範囲はホスピタルフィー部分とすることを基本的考え方としており、現行の包括範囲については下表のとおりであるが、包括範囲の在り方については、診療報酬調査専門組織DPC評価分科会において技術的検討を行うこととし、その結果を踏まえ検討してはどうか。

〔現行の包括範囲〕

入院基本料、検査（内視鏡検査、診断穿刺・検体採取、病理診断、病理学的検査判断、選択的動脈造影カテーテル手技を除く）、画像診断（選択的動脈造影カテーテル手技を除く）、投薬、注射、1000点未満の処置料、手術・麻酔の部で算定する薬剤・特定保険医療材料以外の薬剤・材料 等

2. 見直しの方針について

- 「基本方針」を踏まえ、今後支払い方式としての拡大を図る中で、継続的にDPC制度導入の影響に関する検証を行っていく観点から、現行の包括範囲については原則として維持することとしてはどうか。
- その上で、現行の包括範囲であってドクターフィー的要素が強い、あるいは現行の包括範囲外であってホスピタルフィー的要素が強い個別の診療報酬項目について見直すことを検討してはどうか。
- 具体的には、こうした方針に沿って、事務局において関係学会等の要望等を踏まえ整理を行い、次回分科会において検討することとしてはどうか。